

選任し前項喫煙者を會社代表工場主任に提出せるも、會社側は團體的改善要求に應ずるは同社従業員全株への影響重大なりとして認めず、能率維持する場合は本社より人夫を呼寄せるべく強硬態度を以て要求を一蹴す。

一方下請負人森田五郎吉は争議發生の責任を相感し同業者たる同市水口荒外一名に轉地力依頼したる結果會社争議側方共に之が調停を承諾し口紙一任するに至り四月二十五日事務所に於て會社側は現場事務主任外二名、争議側は久保田茂雄外一名に調停者前記二名が立會し調停者より左の調停條件を提示したる處双方異議なく之れを承認し解決せり。

十三、 解決 條件

- 一、各人に對し平均一日十二錢宛の賃銀値上を實施す
- 二、人事の公平を期すること

三、本争議に關しては後任者を出さぬこと